

千葉県立保健医療大学職業紹介業務における個人情報適正管理規程

〔制定 平成24年3月22日〕

（趣旨）

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学職業紹介業務運営規程第15条第2項の規定に基づき、職業紹介における個人情報の適正な管理に関し、千葉県個人情報保護条例（千葉県条例（平成5年千葉県条例第1号））の目的に則り、必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の取扱い者）

第2条 千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）に、求職者の個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じる者として、個人情報の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、職業紹介業務担当者である学生支援課長を持って充てる。

（取扱責任者）

第3条 取扱責任者は、公共職業安定所から情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努める。

2 本学学長は、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱責任者が出席できるよう配慮するものとする。

（個人情報の開示及び訂正）

第4条 取扱責任者は、個人情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき、本人の専攻及び有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2 取扱責任者は、前項の開示に基づき、訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

（苦情の処理）

第5条 個人情報に係る苦情処理担当者は、取扱責任者とする。

2 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合には、苦情処理担当者は、誠意を持って適切な処理を行うものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、本学教授会の議を経るものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、職業紹介業務における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成24年3月22日 教授会の承認）

この規程は、平成24年3月22日から施行する。